

# [令和2年分]【新規】 扶養親族等申告書作成と提出の手引き

## 作成と提出方法の流れ

※以下のいずれにも該当する場合、提出は不要です。

- ①控除対象となる配偶者または扶養親族がない
- ②本人が障害者または寡婦(寡夫)にも該当しない

- 提出年月日を記入
- 氏名欄を記入（自筆である場合、押印は不要）  
※氏名(フリガナ)、生年月日をご確認ください。  
※代筆の場合は、申告書裏面⑭「摘要」欄に代筆した旨と代筆者氏名をご記入ください。

提出年月日	令和 1 年 10 月 16 日
A 受給者	
フリガナ	モンキン タロウ
氏名	年金 太郎 (印)
電話番号	XXXX-XXXX-XXXX
生年月日	昭和 25年 11月 30日

- A欄を記入  
2ページ、3ページを参照。  
「本人障害」「寡婦・寡夫」「本人所得」欄をご記入ください。

扶養親族等がない  
場合

扶養親族等がある  
場合

- B・C欄を記入  
2～4ページを参照。氏名その他の事項をご記入ください。

「配偶者の区分」欄については、配偶者の収入が年金のみで1・2のどちらかに該当する方は○を、それ以外の方は6～8ページをご覧ください配偶者の年間所得の見積額をご記入ください。

「年間所得の見積額」欄については、6～8ページの所得計算方法をご覧ください、扶養親族の所得額が該当する項目いずれかに○をしてください。

- D「摘要」欄を記入  
4ページをご覧ください。

○同封の返信用封筒に切手を貼って申告書を提出

### <提出時の注意事項>

お近くの年金事務所でも受け付けています。  
返信用封筒の郵便番号は専用の番号を使用しています。送付先住所を記入する必要はありません。  
法令上受給者による提出が規定されているため、申告経費である切手代は受給者のご負担をお願いします。  
扶養親族等申告書以外の届書、お手紙等は同封しないでください。この「手引き」は提出不要です。

# 『令和2年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』の記入例

## 表面

令和2年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

提出年月日 令和1年10月16日 QR 提出期限  
令和元年 〇〇月 〇〇日 → 提出年月日を記入

99999 99999 9999  
99999 99999 99999

共済

**A 受給者**

フリガナ	ネンキン タロウ	1	本人障害
氏名	年金 太郎	印	1. 普通障害 2. 特別障害
電話番号	XXX-XXX-XXXX	2	寡婦・寡夫
生年月日	昭和 25年 11月 30日	3	1. 寡婦 (女性) 2. 特別寡婦 (女性) 3. 寡夫 (男性)
			本人所得 年間所得の見積額が <b>900万円を</b> 超える場合は右の欄に○をしてください。

**B 控除対象となる配偶者**

4	源泉控除対象配偶者 または 障害者に該当する同一生計配偶者	5	配偶者の区分
フリガナ	ネンキン ヨシコ		配偶者の収入が年金のみで、 下記1、2のどちらかに該当の方は右の欄に○をしてください。 1. 65歳以上の場合、年金額が158万円以下の方 2. 65歳未満の場合、年金額が108万円以下の方
氏名	年金 好子		1. 普通障害 2. 特別障害
続柄	1. 夫 2. 妻		同居・別居の区分 1. 同居 2. 別居
生年月日	年 月 日 20 10 24		8 配偶者老人区分 2. 老人 配偶者の見積額が48万円以下かつ70歳以上の場合に該当

**C 扶養親族 (3人目以降は裏面にご記入ください)**

9	控除対象扶養親族 (16歳以上) または扶養親族 (16歳未満) ※	10	11	12	13
フリガナ	ネンキン イチロウ	3 子	1. 明 3. 大 5. 昭	障害	同居・別居の区分
氏名	年金 一郎	4 孫	7. 平 9. 希	1. 普通障害	1. 同居
続柄		5 父母祖父母	年 月 日	2. 特別障害	2. 別居
生年月日		6 兄弟姉妹	13 8 11	年間所得の見積額	48万円以下
電話番号	2222222222	7 その他	1. 特定 2. 老人	48万円	
フリガナ	ネンキン トミコ	8 甥姪等		48万円	
氏名	年金 登美子	9 三親等以内の親族	1. 明 3. 大 5. 昭	1. 普通障害	1. 同居
続柄		3 子	7. 平 9. 希	2. 特別障害	2. 別居
生年月日		4 孫	年 月 日	年間所得の見積額	48万円以下
電話番号	3333333333	5 父母祖父母	12 4 9	48万円	
		6 兄弟姉妹	1. 特定 2. 老人	48万円	
		7 その他			
		8 甥姪等			
		9 三親等以内の親族			

提出年月日を記入

受給者欄に記入、  
押印ください  
(自筆である場合、  
押印は不要)

④欄から⑩欄の事項をご  
記入ください。

①～⑬、裏面の⑭につい  
ては、3ページ、4ページ  
を参照。

申告書の裏面へ

### 個人番号 (マイナンバー) 欄の説明

⇒ 扶養親族等のマイナンバーをご記入ください。

※マイナンバーが確認できる書類の添付は必要ありません。

※記入がない場合でも、記入のないことのみをもって申告書を受理しないことはありません。

※記入すると、翌年以降は記入が不要になります。

海外にお住まい等の理由で、マイナンバーをお持ちでない方は、申告書裏面⑭「摘要」欄に、該当者の氏名および、お持ちでない旨とその理由をご記入ください。

## A 受給者欄

### 1 本人障害【5ページを参照】

障害者に該当する場合は、普通障害・特別障害いずれかに○をしてください。

また、申告書裏面⑭「摘要」欄に受給者の氏名、**身体障害者手帳等の種類**（名称は正確に記入）と交付年月日、障害の等級などをご記入ください。

障害を示す書類は不要です。

### 2 寡婦・寡夫【5ページを参照】

受給者が、寡婦・特別寡婦・寡夫に該当する場合は、いずれかに○をしてください。また、申告書裏面⑭「摘要」欄に4ページ（1）の内容をご記入ください。

寡婦・特別寡婦・寡夫を示す書類は不要です。

### 3 本人所得

本人の年間所得の見積額が900万円を超える場合は、○をしてください。

※900万円を超える場合、配偶者控除の対象外です。

## B 控除対象となる配偶者欄

### 4 源泉控除対象配偶者

受給者本人と生計を一にする配偶者（法律婚に限る）の氏名、続柄、生年月日をご記入ください。

### 5 配偶者の区分【6ページを参照しご計算ください】

**配偶者の収入が年金のみ**で、記載されている年金額以下の場合は○をしてください。

それ以外の場合は**年間所得見積額**を必ずご記入ください。計算の結果、所得の見積額がマイナスとなった場合は、ゼロをご記入ください。

### 6 配偶者障害【5ページを参照】

記入方法は **1** をご覧ください。

配偶者が障害者に該当しても、**所得見積額が48万円を超える場合**は、障害者控除の対象外です。

### 7 同居・別居の区分

受給者または他の扶養親族と同居か別居のいずれかに○をしてください。

「別居」の場合は、申告書裏面⑭「摘要」欄に別居している方の氏名と住所をご記入ください。なお、別居している方が国外にお住まいの場合は、4ページ(2)「国外にお住まいの扶養親族等がいる場合」をご覧ください。

### 8 配偶者老人区分

配偶者が70歳以上の場合、「2. 老人」に○をしてください。

※老人控除対象配偶者（70歳以上・昭和26年1月1日以前に生まれた方）を「2. 老人」と省略して記載しています。

## C 扶養親族欄

### 9 控除対象扶養親族または扶養親族

控除対象扶養親族<sup>(※1)</sup>および扶養親族<sup>(※2)</sup>の氏名、続柄、生年月日をご記入ください。

※受給者本人と生計を一にする親族で、年間所得の見積額が48万円以下の方が対象となります。

※1 16歳以上・平成17年1月1日以前に生まれた方

※2 16歳未満・扶養親族のうち、平成17年1月2日以降に生まれた方

### 10 特定・老人の種別【5ページを参照】

該当項目に○をしてください。

※特定扶養親族を「1. 特定」、老人扶養親族を「2. 老人」と省略して記載しています。

### 11 12 障害、同居・別居の区分

**1 7** をご覧ください。

### 13 年間所得の見積額【6ページを参照しご計算ください】

扶養親族の令和2年の年間所得見積額が48万円以下か、48万円を超えるか、いずれかに○をしてください。

**48万円を超える場合**は控除の対象外です。

## D 摘要欄

### 14 「摘要」欄

4ページをご覧ください。

個人番号（マイナンバー）欄の説明は2ページをご覧ください

裏面		C 扶養親族（続き）		11 障害		12 同居・別居の区分		13 年間所得の見積額	
控除対象扶養親族（16歳以上） または扶養親族（16歳未満）※		続柄		10 特定・老人の種別		障害該当なしの場合は 記入不要			
氏名	ネンキン ハナヨ	3 子	1 明 3 大 5 昭	1 普通障害	1 同居	48万円以下			
氏名	年全 華代	4 孫 5 父母祖父母 6 兄弟姉妹	7 年 7 平 9 令 8 月 1 日 9 日	2 特別障害	2 別居	48万円超			
氏名		7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族	1 特定 2 老人	1 普通障害	1 同居	48万円以下			

  

D 摘要欄	
14 摘要	年全 一昨 身体障害者手帳（4級 平成29年9月1日交付）
	年全 一昨 住所 東京都 ○○市△△町X X Y Z 番地
	年全 華代 非居住者 住所 アメリカ合衆国

個人番号（マイナンバー）について

3人目以降の扶養親族は裏面にご記入ください

(1) 下記に該当する場合は、「摘要」欄に以下の内容をご記入ください。

1. 障害者	身体障害者手帳等の名称、等級、交付日
2. 寡婦	<input type="radio"/> 死別・離婚・生死不明の別 <input type="radio"/> 扶養親族または生計を一にする子が ・ いる場合：扶養親族またはその子の氏名および令和2年中の所得の見積額 ・ いない場合：受給者本人の令和2年中の所得の見積額
3. 特別寡婦	<input type="radio"/> 死別・離婚・生死不明の別 <input type="radio"/> 扶養親族である子の氏名および令和2年中の所得の見積額 <input type="radio"/> 受給者本人の令和2年中の所得の見積額
4. 寡夫	<input type="radio"/> 死別・離婚・生死不明の別 <input type="radio"/> 生計を一にする子の氏名および令和2年中の所得の見積額 <input type="radio"/> 受給者本人の令和2年中の所得の見積額
5. 国内に別居している扶養親族がいる	別居の方の氏名と住所
6. 他の所得者が控除を受ける扶養親族等がある	同一生計内に所得者が2人以上いるときは、扶養親族等を他の所得者の扶養親族とすることができます。またその生計内の複数の扶養親族等をそれぞれの所得者に分けて控除を受けることもできます。 <input type="radio"/> 扶養親族の氏名、あなたから見た続柄、生年月日、住所 <input type="radio"/> 上記の方を扶養親族として控除を受ける他の所得者の氏名、あなたから見た続柄、生年月日、住所

(2) 国外にお住まいの扶養親族等がある場合

控除対象となる配偶者または扶養親族が非居住者（※1）の場合は、「摘要」欄にその方の氏名、住所、非居住者である旨を記入してください。また、親族関係書類（※2）を申告書と同封してご提出ください。

※1 「非居住者」とは、国内に住所を有さず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない方をいいます。

※2 「親族関係書類」とは、次の①または②のいずれかの書類で、その非居住者があなたの配偶者または親族であることを証するものをいいます。なお、これらの書類が外国語で作成されている場合は、日本語での翻訳文が必要になります。

① 戸籍の附票の写し、その他の国または地方公共団体が発行した書類、およびその配偶者または扶養親族の旅券の写し

② 外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類（その配偶者または扶養親族の氏名、生年月日および住所または居所の記載があるものに限り。）

## 「普通障害者」「特別障害者」とは

所得税法上の障害者は、その障害の程度により、「普通障害者」と「特別障害者」に区分されます。代表的な例は次のとおりです。その他については『日本年金機構ホームページ』をご覧ください。年金事務所または税務署にご確認ください。

障害の内容	1. 普通障害者	2. 特別障害者
精神に障害がある方で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	右の等級以外の方	精神障害者保健福祉手帳の障害の等級が1級の方
身体上の障害がある方で身体障害者手帳の交付を受けている方	障害の程度が3級から6級の方	障害の程度が1級または2級の方

## 「寡婦」(女性)「特別寡婦」(女性)「寡夫」(男性)とは

受給者本人が、夫や妻と死別、もしくは離婚後に再婚していない方、または夫や妻の生死が明らかでない方で受給者本人の所得が一定の要件に該当する方をいいます。(下表参照)

受給者本人の性別	扶養親族等の要件	死別・離婚・生死不明の別	受給者本人の所得要件	区分
女性	扶養親族である子がいる	死別・離婚・生死不明	500万円以下	特別寡婦
	扶養親族(子以外)がいる		500万円超	
	所得の見積額が48万円以下の生計を一にする子(※)がいる	死別・離婚・生死不明	要件なし	寡婦
男性	扶養親族や生計を一にする子がない	死別・生死不明	500万円以下	寡夫
	所得の見積額が48万円以下の生計を一にする子(※)がいる	死別・離婚・生死不明	500万円以下	

※「子」は、他の人の同一生計配偶者または扶養親族となっていない方に限られます。

## 「特定扶養親族」「老人扶養親族」とは

「特定扶養親族」とは、平成10年1月2日から平成14年1月1日までに生まれた控除対象扶養親族をいいます。

「老人扶養親族」とは、昭和26年1月1日以前に生まれた控除対象扶養親族をいいます。

## 「本人所得」および「配偶者の区分」について

<令和2年以後の配偶者控除等(源泉徴収時)の要件>

		配偶者所得		
		48万円以下	48万円超～95万円以下	95万円超
本人所得	900万円以下	配偶者控除 老人配偶者控除 障害者控除	配偶者特別控除 ※1	
	900万円超	障害者控除 ※2	控除対象外 ※3	

※1：配偶者が70歳以上または障害者の場合であっても、控除額の加算はありません。

※2：配偶者が障害者でない場合には、控除の対象となりません。

※3：上記以外の場合でも、本人所得が1,000万円以下、配偶者所得が133万円以下の場合には、確定申告を行うことで、配偶者(特別)控除が受けられます。

詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。



# 「年間所得の見積額」の計算方法

所得の見積額は、収入から控除額等を差し引いたものです。

控除額は所得の種類ごとに計算方法が異なります。複数の収入がある方は種類ごとの所得の見積額を合計して所得額をご計算ください。詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

税制改正により、公的年金等および給与の場合の所得額の**計算方法が変更**になっています。

給与または公的年金等の所得があり、給与収入が850万円以下の方および公的年金等の金額が1,000万円以下の方は、収入に前年から変更がない場合でも、**所得見積額は原則10万円引き上がります**。

## 1. 収入が公的年金等の場合の計算方法

**「その年に受け取る年金額（A）」－「公的年金等控除額」＝「公的年金等にかかる雑所得の金額」**

公的年金等とは、厚生年金保険、国民年金、共済組合、恩給、厚生年金基金、国民年金基金などです。

障害年金、遺族年金は非課税所得のため、所得の見積額には含みません。

公的年金等控除額は年金以外の所得額、年齢、受け取る年金額に応じて異なります。

### ○収入が公的年金等のみ、または公的年金等以外の所得が1,000万円以下である場合\*の公的年金等控除額

年金を受け取る人の年齢	その年に受け取る年金額（A）	公的年金等控除額
65歳以上 (昭和31年1月1日以前生まれ)	330万円以下	110万円
	330万円超410万円以下	(A)×25%+27万5千円
	410万円超770万円以下	(A)×15%+68万5千円
	770万円超1,000万円以下	(A)×5%+145万5千円
	1,000万円超	195万5千円
65歳未満 (昭和31年1月2日以後生まれ)	130万円以下	60万円
	130万円超410万円以下	(A)×25%+27万5千円
	410万円超770万円以下	(A)×15%+68万5千円
	770万円超1,000万円以下	(A)×5%+145万5千円
	1,000万円超	195万5千円

《計算例1》65歳以上の方で受け取っている年金額が145万円の場合

145万円（受け取る年金額）－110万円（公的年金等控除額）＝35万円（年間所得の見積額）

《計算例2》65歳未満の方で受け取っている年金額が50万円の場合

50万円（受け取る年金額）－60万円（公的年金等控除額）＝0万円（年間所得の見積額）

\*マイナスとなった場合は所得額は0円となります。

○公的年金等以外収入がある場合は、上記で計算した公的年金等の所得見積額と、その他の収入の所得額を合算した金額が年間所得の見積額となります。

**※公的年金等以外に1,000万円を超える所得がある場合は、計算式が異なります。**

公的年金等以外の所得が1,000万円を超え2,000万円以下である場合には、上記の表の年金額に対応する公的年金等控除額欄に記載された額から一律10万円を差し引いた額が控除額となります。2,000万円を超える場合には、一律20万円を差し引いた額が控除額になります。

詳しくは『日本年金機構ホームページ』または『国税庁ホームページ』をご覧ください。年金事務所または税務署にご確認ください。

## 2. 収入が給与の場合の計算方法

$$\text{「給与の収入金額（B）」} - \text{「給与所得控除額」} - \text{「所得金額調整控除額」} = \text{「給与所得の金額」}$$

給与所得控除額は、下表のように給与の収入金額に応じて異なります。

給与の収入金額（B）	給与所得控除額
162万5千円以下	55万円
162万5千円超180万円以下	(B) × 40% - 10万円
180万円超360万円以下	(B) × 30% + 8万円
360万円超660万円以下	(B) × 20% + 44万円
660万円超850万円以下	(B) × 10% + 110万円
850万円超	195万円

《計算例》給与の収入金額が90万円の場合

$$90\text{万円（給与の収入金額）} - 55\text{万円（給与所得控除額）} = 35\text{万円（年間所得の見積額）}$$

下記①または②に該当する場合は、給与所得から「所得金額調整控除」が控除されます。

### ①公的年金等所得と給与所得があり、合計した所得額が10万円を超える場合

$$\text{所得金額調整控除額} = \text{年金所得額}^{(*)} + \text{給与所得控除後の給与等の額}^{(*)} - 10\text{万円}$$

(※) 10万円を超える場合は10万円

《計算例》65歳以上の方で受け取っている年金額が180万円（年金所得70万円）  
および給与収入額が200万円の場合

$$\begin{aligned} \text{給与所得控除額} &: 200\text{万円（給与の収入金額）} \times 30\% + 8\text{万円} = 68\text{万円} \\ \text{所得金額調整控除額} &: 10\text{万円（年金所得の上限額）} + 10\text{万円（給与所得の上限額）} \\ &\quad - 10\text{万円} = 10\text{万円} \\ \text{給与所得額} &: 200\text{万円（給与の収入金額）} - 68\text{万円（給与所得控除額）} \\ &\quad - 10\text{万円（所得金額調整控除額）} = 122\text{万円} \end{aligned}$$

### ②給与収入が850万円を超え、以下のいずれかに該当する場合

- ・本人が特別障害者に該当する。
- ・特別障害者に該当する同一生計配偶者または扶養親族がいる。
- ・23歳未満の扶養親族がいる。

$$\text{所得金額調整控除額} = (\text{給与の収入金額}^{(*)} - 850\text{万円}) \times 10\%$$

※1,000万円を超える場合は1,000万円

《計算例》給与の収入金額が1,200万円で、23歳未満の扶養親族を有する場合

$$\begin{aligned} \text{給与所得控除額} &: 195\text{万円} \\ \text{所得金額調整控除} &: (1,000\text{万円（給与の収入の上限額）} - 850\text{万円}) \times 10\% = 15\text{万円} \\ &1,200\text{万円（給与の収入金額）} - 195\text{万円（給与所得控除額）} \\ &\quad - 15\text{万円（所得金額調整控除額）} = 990\text{万円（年間所得の見積額）} \end{aligned}$$

### 3. 収入が公的年金等・給与以外の場合の計算方法

所得の種類ごとの所得金額の計算方法は次のとおりです。

所得の種類	所得金額(非課税所得は含みません。)
利子所得	利子収入額と同額
配当所得	収入金額－株式等の取得に要した負債の利子
不動産所得	総収入金額－必要経費
事業所得	総収入金額－必要経費
譲渡所得	総収入金額－(取得費＋譲渡費用)－特別控除額
退職所得	●特定役員退職手当以外の場合：(収入金額－退職所得控除額)×1/2 ●特定役員退職手当の場合：収入金額－退職所得控除額
山林所得	総収入金額－必要経費－特別控除額
一時所得	総収入金額－支出金額－特別控除額
雑所得 (公的年金等以外)	総収入金額－必要経費

詳しくは、お近くの税務署にお尋ねください。

ご提出にあたりご不明な点は、  
『日本年金機構ホームページ』または『扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル』へ！

『日本年金機構ホームページ』 <https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

\*日本年金機構ホームページでは、扶養親族等申告書の具体的な記入方法、扶養親族等申告書に関するQ&Aや、お近くの年金事務所の所在地などをご覧いただけます。

『扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル』  **0570-081-240** (ナビダイヤル)

※お問い合わせの際は、年金証書等、基礎年金番号のわかるものをご用意ください。

※050から始まる電話でおかけになる場合は (東京) **03-6837-9932**

**市外局番を省略する等、電話番号間違いが発生しています。先頭の「03」を省略しないようご注意ください。**

受付時間：月曜日 午前8:30～午後7:00  
火～金曜日 午前8:30～午後5:15 (月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで)  
第2土曜日 午前9:30～午後4:00  
※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。